

「エリア担当制度」

制度の概要



1. エリア担当制度の目的

市の職員が地域に寄り添いながら、市民力、地域力を高める取組を後押しし、市民の主体性の向上を図るとともに、町会を基盤とする地域コミュニティの維持・活性化に向けて、市民と行政の協働のさらなる推進を図ることを目的としています。

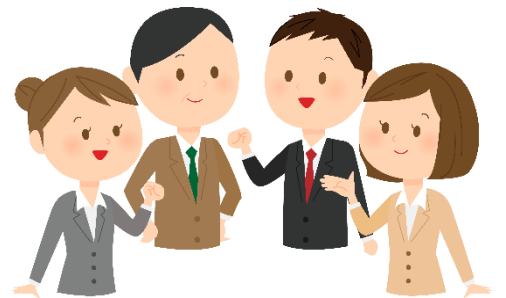
(制度開始：平成23年7月)

2. エリア担当の役割

「顔の見える身近な職員」として、

- 市役所が「市民の役にたつ所」であるために
- 「市民目線」をもって
- 「市民生活を第一に」

地域や行政の情報の共有化を図りながら、住民の住みよい暮らしや町会活動、また、主体的なまちづくりの推進を後押しします。



3. エリア担当の活動

●地域と行政とのつなぎ役

地域の要望や課題を吸い上げ、市側へ確実につなぐことにより、課題解決に向けた支援を丁寧に行います。

●地区町会長会議への出席及び施策等情報の提供

地区町会長会議へ出席し、地域への理解を深めるとともに、市の施策等をわかりやすく丁寧に伝えることにより、住民と行政の相互理解につなげます。

※ 活動は、所属業務との兼務となります。

※ エリア担当職員は「公務」として地域に出向きます。



4. エリア担当の配置



- 次の職員を3名から7名程のグループとし、弘前市町会連合会の全26地区に配置します。
 - ・原則地元在住の課長級職員（リーダー）
 - ・採用から概ね3年を経過した主事～課長補佐級職員、及び再任用職員
- グループ毎に、課長級職員（地区に住所のある課長級職員がない場合には、課長補佐級職員）1名をリーダーとし、地区内の町会数に応じ、概ね3～5町会に1名の割合で担当職員を配置します。

職員配置の際は、各町会の担当者も決め、また、弘前市町会連合会に加入していない町会にも職員を配置します。
- 職員は、原則として、住所地又は出身地により配置し、3年任期で、毎年一部改選とします。

また、現在のエリアリーダーの任期は、これまでの2年任期・一斉改選からの変更による経過措置として、令和3年3月31日までとし、令和3年4月1日からのエリアリーダーの任期は3年とします。

※ 各出張所地区への配置職員については、それぞれ所長をリーダーとして1名の配置とし、岩木、相馬地区については、リーダーは総合支所民生課長、エリア担当職員は町会を担当する所属の職員とします。なお、任期は人事異動にならうこととします。

5. 全庁的なバックアップ体制



<各サポーターの配置及び職務内容>

- 活動サポーター
 - ・市民協働課職員が活動サポーターとして、1人複数地区を担当します。
 - ・各エリア担当と地区の課題や状況を共有し、エリア担当活動をサポートします。
- 分野別サポーター
 - ・要望や案件の多い部署や、地域活動に密接に関係する部署の課長補佐を、分野別サポーターとします。
 - ・エリア担当が町会から要望等を受けた際、担当部署の調整等の相談に応じるなど、エリア担当活動をバックアップします。

<庁内での情報共有・検討会等>

●エリアグループミーティング

エリアリーダー、エリア担当、活動サポーターが地区単位で集まり、ざくばらんに地区の状況や課題についてきめ細かく情報を共有・交換します。



●エリアリーダー会議・エリア全体会議

全エリアリーダー、また、全エリア担当職員（エリアリーダー含む）活動サポーター、また必要に応じて分野別サポーターが一堂に会し、各地区のエリア担当活動状況の情報共有や、地域課題とその解決に向けた支援について話し合います。

6.町会へのお願い



エリア担当職員の活動は、町会の自主性を損なわないことを基本としています。例えば、地域課題の解決に際しては、できるだけ町会の住民自らが解決できる方法や仕組みづくりについて助言するなどの協力を行います。

- エリア担当職員から、地域の実情を把握したい旨の依頼があった場合には、ご協力をお願いします。
- エリア担当職員に対しては、地域づくりのための各種会議等（地区、町会単位どちらでも）への出席を依頼することができます。特に地区町会長会議においては、可能な限りエリア担当職員出席への受け入れをお願いします。会議の場では施策などの情報提供もいたしますので、提供を望む情報がありましたらぜひエリア担当職員にお知らせください。
- エリア担当制度においては、個人的な要望は、お断りさせていただきます。また、以下のような申し出もご遠慮ください。
（例）地域内での冠婚葬祭・祭礼の手伝い、行政機関等への提出書類の作成など



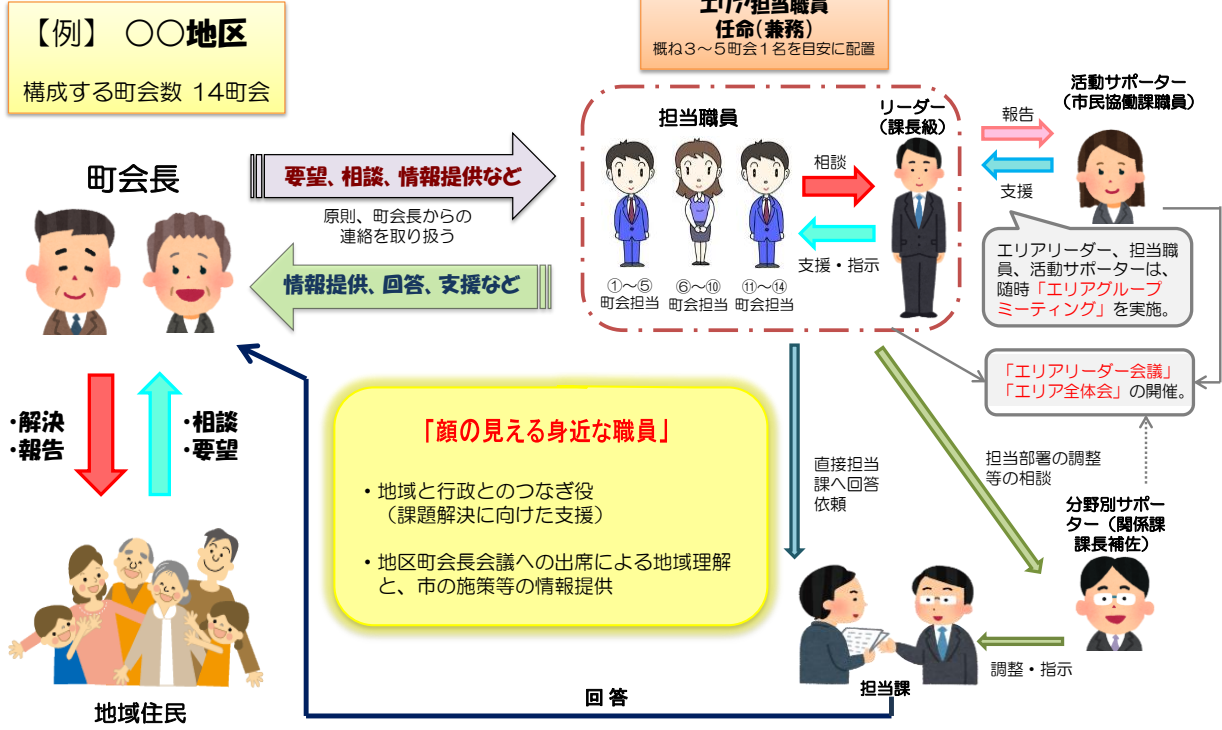
連絡は、できるだけリーダーではなく担当職員をお願いします。
担当職員が前に出て直接町会と話しをし、少しでも多くの職員が地域に直にふれることにより、職員の地域活動への意識向上と、そこからより充実した支援につながっていくものと考えております。



エリア担当制度

組織体制と業務内容

- 全26地区に対して、1地区あたり3～7名程の職員を配置する。
- 採用から概ね3年を経過した主事～課長補佐級職員及び再任用職員
- リーダーとして、課長級職員を配置



エリア担当職員が、「顔の見える身近な職員」として、地域の声に耳を傾け、地域に寄り添うことで、地域住民の皆さんの活動を支えていきたいと考えています。



令和2年度配置職員数一覧

No.	地区名	リーダー	担当職員数 (リーダー以外)	計
1	朝陽地区	1	2	3
2	一大地区	1	3	4
3	二大地区	1	2	3
4	三大地区	1	3	4
5	和徳学区	1	4	5
6	時敏地区	1	4	5
7	北地区	1	2	3
8	下町地区	1	3	4
9	城西地区	1	2	3
10	桔梗野地区	1	3	4
11	文京地区	1	3	4
12	東地区	1	3	4
13	和徳地区	1	2	3
14	清水地区	1	3	4
15	豊田地区	1	5	6
16	堀越地区	1	2	3
17	千年地区	1	3	4
18	藤代地区	1	6	7
19	東目屋地区	1	0	1
20	船沢地区	1	0	1
21	高杉地区	1	0	1
22	裾野地区	1	0	1
23	新和地区	1	0	1
24	石川地区	1	0	1
25	岩木地区	1	2	3
26	相馬地区	1	2	3
計		26	59	85

7.エリア担当職員の活動実績

	平成28年度 (H28.4.1 ~ H29.3.31)	平成29年度 (H29.4.1 ~ H30.3.31)	平成30年度 (H30.4.1 ~ H31.3.31)
配置職員数	87名	88名	88名
// 地区数	26地区	26地区	26地区
// 町会数	330町会	330町会	329町会
町会への会議出席回数	307回	391回	365回
// 出席人数(延べ)	499人	553人	487人
処理案件数	383件	373件	491件
未処理案件数	0件	0件	0件

主な対応事案

年度	対応事案	地区
H26	ごみの出し方や分別に関する相談 ⇒相談を受け、関係課に引き継ぐとともに、対応策などを協議する場につなげた。	三大地区 豊田地区
H26	街路樹の害虫に関する通報等 ⇒通報があったため、担当課へ連絡し、担当課では、直ちに伐採等の対応をした。また、発生状況を随時情報提供した。	一大地区 堀越地区など
H27	マイナンバー制度に関する相談 ⇒相談を受け、情報提供したり、担当課に引き継いで、説明会を実施した。	朝陽地区 三大地区 城西地区
H27	国・市・地区町会連合会との連携事業の支援 ⇒国交省と市と地区町会連合会が連携して行う桜並木の愛称募集の実施に当たり、支援を行った。	和徳地区



年度	主 な 事 案	地 区
H28	空き家に関する相談・通報等 ⇒空き家の植栽や倒壊の危険があるとの相談・通報を受け、担当課へ連絡し、伐採や解体など危険解消へつなげた。	文京地区 清水地区 藤代地区など
H28	地区地域づくり協議会との連携 ⇒地区内小学校と地域の関わりについて勉強したいとの地区からの要請を受け、地区地域づくり協議会の場での関係課による講話の実施へとつなげた。	三大地区
H29	マイナンバー制度に関する相談 ⇒相談を受け、情報提供したり、担当課に引き継いで、説明会を実施した。	朝陽地区 三大地区 城西地区
H29	国・市・地区町会連合会との連携事業の支援 ⇒国交省と市と地区町会連合会が連携して行う桜並木の愛称募集の実施に当たり、支援を行った。	和徳地区
H30	地区定例会における話し合い ⇒地区からの要請を受け、地区定例会の場で、エリア担当全員が、各担当町会ごとにグループで、各町会の課題や要望について話し合いの時間を持ち、解決への支援を行った。	時敏地区
H30	宅地分譲されたことによる地域の対応について ⇒新たに宅地分譲された地域の除雪、街灯、町会加入、ごみ収集などの質問・相談を受け、関係課とともに対応した。	下町地区
R1	町会の加入チラシ作成の支援について ⇒町会加入のチラシを作りたいという相談を受け、チラシの内容を一緒に考え作成の支援を行った。	一大地区
R1	県道の側溝整備の対応調整 ⇒町会から県道の側溝整備の要望を受け、エリア担当と市所管課、県が調整を図って側溝を整備する事業を進めた。	藤代地区





(地域編)

Q1 エリア担当制度とは？

A1： 弘前市では、町会や地区単位を中心に、様々な地域活動が行われています。このような中、地域住民にとって最も身近な顔の見える職員として、地区ごとにエリア担当職員を配置し、住民自らの活動のために行政情報を提供したり、また関係課とのつなぎ役となって、地域課題解決に協力したり、また、住民との交流を通じて地域の実情を把握し、地域活動の後押しをしていくものです。

Q2 エリア担当制度の対象となるエリアは？



A2： 対象は、弘前市町会連合会の全26地区です。
地区ごとに、基本的に地元在住の課長級職員をリーダーとして、採用から概ね3年を経過した主事～課長補佐級の職員、及び再任用職員を、地区内の町会数に応じて、3～7名程のグループで配置します。
エリア担当ごとに概ね5つの町会を担当しますが、町会連合会に加入していない町会にもエリア担当は配置します。
各出張所地区及び総合支所の地区については、それぞれ出張所や総合支所に所属する職員が、この制度の仕事を行います。

Q3 エリア担当の職務は？ 町会事務や事業など何でも手伝って頂けますか？

A3： エリア担当職員の職務は、施策などの情報提供や地域と行政とのつなぎ役、また、地域が主体となった課題解決や地域活動の後押しをすることです。町会の日常的な活動や庶務的な事務、例えば総会資料の作成や印刷などは係として担当できません。
他にも以下のものは、お断りさせていただきます。

- (例)・地域内での冠婚葬祭の手伝い
- ・行政等への提出書類の作成
- ・個人的な要望や苦情の処理 など

ただし、エリア担当職員としてではなく、町会民として係などになり上記のようなことを行うのはかまいません。

Q4 全ての案件について、エリア担当職員を通す必要はありますか。

A4： 緊急に対応を要する案件の場合には、エリア担当職員を通さずに、直接、担当課へ連絡いただいてもかまいません。

また、すでに担当部署と十分に連携が取れている事案についても、エリア担当職員を通す必要はありません。

ただし、エリア担当職員の効果的な活動の推進と、情報の共有化を図るためにも、案件については、出来る範囲でエリア担当にも情報提供していただけるとありがたいです。

Q5 エリア担当職員は、町会の依頼があればいつでも来てくれますか？

A5： エリア担当職員は、市役所の所属業務と兼務して仕事を行っています。

町会からの依頼や連絡は、勤務時間内での対応に加え、土日や夜間における会議への出席を想定していますが、出張や仕事が多忙な時期^{ナドモ}あり、ご希望に沿えないこともあります。

職員はリーダーを中心にグループとして地区に配置していますので、このような場合にはグループ内で調整したり、制度所管課の市民協働課でサポートしますが、すぐ現場に向かうなど、ご希望に沿う対応ができないことがありますことをご理解くださるようお願いいたします。



Q6 エリア担当職員が町会の会議に出席できる時間の制限は？

A6： 基本的には、制限はありません。

ただし、エリア担当職員の都合により、途中退席する場合がありますことを、ご理解ください。



Q7 エリア担当職員に相談することで、すべて解決されますか？

A7： エリア担当職員は課長級職員をリーダーに、一定程度の行政経験を持つ職員が対応しますが、幅広い行政分野をすべて把握しているわけではありません。

よって、すべての要望をエリア担当職員のみで解決したり、すべての質問に即答することは困難です。

案件の内容によってはお時間をいただいて、関係課と協議した結果回答することとなりますことを、どうかご理解ください。

エリア担当を配置することで、町会と行政が協力しながら解決に向かっていきたいと思っております。



Q8 出張所地区や総合支所の取扱いは？

A8： 各出張所及び総合支所については、このエリア担当制度を導入する以前から、町会や地区内の関係団体の会議に出席し、要望や意見を集約し、地域課題解決のための業務を行ってきました。

このため、エリア担当制度においても引き続き、これまでの業務を行っていきます。

なお、他地区同様に出張所及び総合支所にも、エリア担当職員を配置します。

Q9 エリア担当職員の配置は、いらないと考えているのですが？

A9： 町会の活動状況によっては、行政と十分に連絡体制が取れているなど、エリア担当制度の活用が必要ない町会もあるでしょう。そのような場合には、これまでどおり、直接、関係課に連絡や相談を行ってください。エリア担当制度は、そうした関係も理解しながら、さらに「身近な窓口」としてエリア担当職員を配置しています。地域と行政のパイプが一本増えたものをご理解ください。

ただ、地区町会長会議への出席は了解していただき、地域理解へとつなげていきたいと思っております。施策等の情報提供も、地域活動に有益となるよう定期的に行いたいと考えておりますので、ご希望の情報がありましたら、ぜひエリア担当にお話してください。



8. 「弘前市協働によるまちづくり基本条例」のお話

弘前市では、平成27年4月1日に、市民の幸せな暮らしの実現を目指して「協働によるまちづくり基本条例」を制定しました。「協働によるまちづくり」とは、市民等、議会、執行機関の3者が助け合い、長所を生かしながら、それぞれの役割に応じて、市民の幸せな暮らしを実現するためにみんなで公共的な活動に取り組むことです。

この条例ができた背景には、地方分権の進展により、自治体が市民と一緒に地域の実現に向け、計画的に行っていく新しい行政経営が求められるようになったことがあります。また、社会状況の激しい変化等により、新しい課題が生じ、市民個人の努力や自治体だけでは的確な対応が困難となっている状況があります。

したがって、市民、町会、事業者、学生といった主体がまちづくりに参加し、多様な担い手が協働しながら一緒にまちづくりを行っていく必要があるのです。

エリア担当も、市民との協働の推進を目的とし、情報提供や主体的な地域活動への後押しをとおして、地域力を高めていきます。



弘前市協働によるまちづくり基本条例（抜粋）

第6条 基本原則

(1) 協働の原則 協働によること。

(2) 住民自治の原則

市民等は、一人一人が自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。

(3) 情報共有の原則

議会及び執行機関は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならない。

(4) 参加・環境づくりの原則

ア 市民等 それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めること。

イ 議会 まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。

ウ 執行機関 イに定めること及び必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。

第21条 市民力の推進

(2) 地域活動への協力、様々な情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ること。

【弘前市エリア担当制度の概要】

発行年度 令和2年度
発行 弘前市
編集 弘前市市民生活部市民協働課
〒036-8551
青森県弘前市大字上白銀町1番地1
TEL 0172-40-0384（直通）

